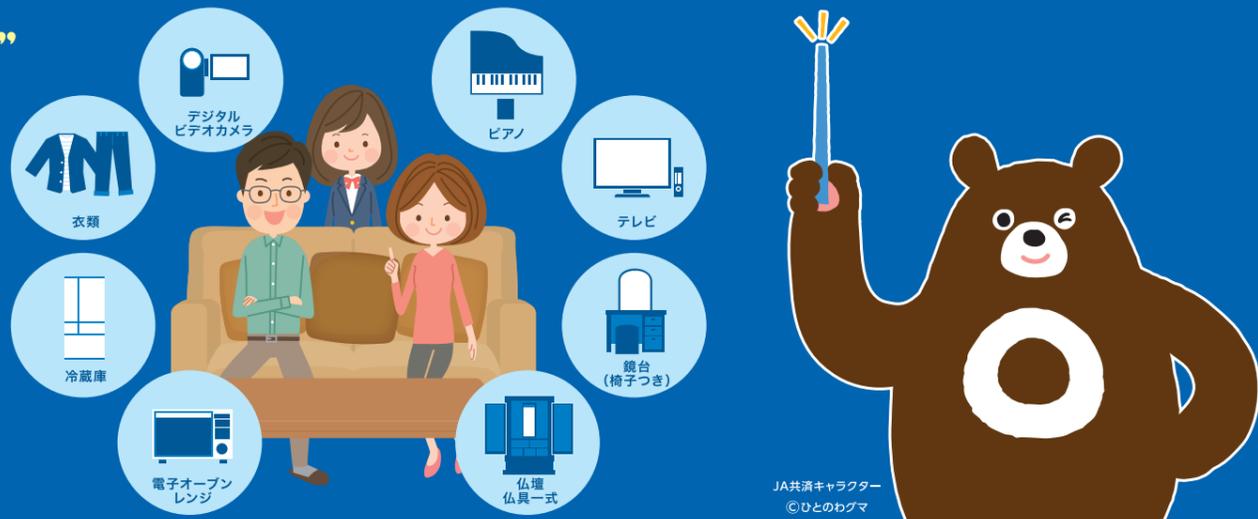


家財・家具の保障はJAにお任せください！

R5.7月

建物 更生共済 My家財プラス

家財は
思っている以上にたくさん！



充実の保障をあなたにお届けします！

建物更生共済

My家財プラス

月々 **1,289円**~

契約例

住宅物件、住宅内家財、火災共済金額500万円
満期共済金額17万円 臨時費用共済金の支払い割合30%
修理費給付特約：無
保障期間30年(共済期間10年、継続回数2回) 口座振替扱い

構造区分	月払	年払
木・防火造	2,052円	24,023円
耐火造B・C	1,442円	16,866円
耐火造A	1,289円	15,057円

(令和5年4月現在)

JA共済の資料請求サイト



本サイトから
「ひと・いえ・くるま」各共済の
資料請求・掛金試算ができます。

はじめて共済 検索
<https://shiryu.ja-kyosai.or.jp>



暮らしのリフォーム、おトクに安心サポート。

JAリフォームローン

【固定金利型】



ライフサポートキャンペーン

◆キャンペーン期間◆
令和5年7月3日(月)~令和6年3月29日(金)

キャンペーン金利
年 **2.5%** 最優遇金利 ~ **3.5%**

◎表記金利については金融情勢により変更となる場合があります。◎表記金利に保証料を含みます。
◎金利引下げ項目、引下げ幅はJAによって異なります。◎JA住宅ローンをご利用されているお客様はさらに金利の優遇がございます。詳しくはJA窓口にお問い合わせください。

ネット仮審査がダンゼン便利！

24時間受付OK! 仮審査は無料! 事前審査の回答は原則翌日!

仮審査は
こちら▶



- JAうま** 四国中央市中之庄町1684番地4 TEL0896-24-3836 共済部 普及相談課
- JAえひめ未来** 新居浜市田所町3-63 TEL0897-37-1001 金融共済部 共済課
- JA周桑** 西条市丹原町池田1701番地1 TEL0898-68-7800 金融共済部 共済課
- JA今治立花** 今治市北島生町3丁目3番14号 TEL0898-23-0246 金融共済部 共済保全課
- JAおちいまばり** 今治市北宝来町1丁目1-5 TEL0898-34-1813 金融営業部 金融企画課
- JAえひめ中央** 松山市千舟町8丁目128番地1 TEL089-943-2164 共済部 普及課
- JA松山市** 松山市三番町8丁目325-1 TEL089-946-1611 本所 共済部
- JA愛媛たいき** 大洲市東大洲1582番地 TEL0893-59-4185 共済部 普及課
- JAにしろわ** 八幡浜市江戸岡1丁目12番10号 TEL0894-24-1112 共済部 普及渉外課
- JAひがしうわ** 西予市宇和町卯之町2丁目462 TEL0894-62-1216 本所 共済部
- JAえひめ南** 宇和島市栄町港3-303 TEL0895-22-8111 共済部 普及課

- JAうま** 四国中央市中曾根町1596番地2 TEL0896-24-2327 ローンセンター
- JAえひめ未来** 新居浜市田所町3番63号 TEL0897-37-8739 新居浜ローンセンター
- JA周桑** 西条市神拝甲478番地1 TEL0897-56-1818 西条ローンセンター
- JAおちいまばり** 今治市北宝来町1丁目4番地1 TEL0898-33-7270 ファイナンシャルセンター 夢見館
- JA今治立花** 今治市北島生町3丁目3番14号 TEL0898-23-0246 金融共済部 営業課
- JA松山市** 松山市三番町8丁目325番1 TEL089-946-0050 金融部 貸付課
- JAえひめ中央** 松山市千舟町8丁目128番地1 TEL089-943-8731 金融部 金融企画課
- JA愛媛たいき** 大洲市東大洲1582番地 TEL0893-59-4182 金融部 営業課
- JAにしろわ** 八幡浜市江戸岡1丁目12番10号 TEL0894-24-1118 金融部 資金運用課
- JAひがしうわ** 西予市宇和町卯之町2丁目462番地 TEL0895-22-8108 金融部 融資課
- JAえひめ南** 宇和島市栄町港3丁目303番地 TEL0895-22-8108 信用部 営業課



この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。



JAバンクえひめホームページにて
商品の内容をご覧いただけます。
ぜひご利用ください。
JAバンクえひめ 検索
[JAバンクえひめ]は、愛媛県内11JAと愛媛県信連の総称です。



令和5年7月3日現在

2338990112

JAネットバンクで いつでも簡単お取引。

ローン取引では、いつでもどこでも
便利なサービスをご用意。

残高明細照会

一部繰上返済
シミュレーション

一部繰上返済
予約

※住宅ローン・マイカーローン・リフォームローン・教育ローンなどが対象です。
※利用可能時間、利用可能な環境、サービス内容の詳細等は、JAネットバンクホームページをご確認ください。

もっと詳しく
知りたい方はこちらへ！



JAネットバンクを
始めよう！

JAバンクの
キャラクター
ばんじゃくん

商品概要(株オリエントコーポレーション保証型)

JAリフォームローン

〈キャンペーン期間〉
令和5年7月3日(月)～
令和6年3月29日(金)

商品名	JAリフォームローン	JA住宅ローン利用者専用リフォームローン																																										
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●当JA地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと組合員となる場合がございます。 ●お申込時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満81歳未満の方。 ●安定、継続した収入がある方。 ●当JAが指定する保証機関(株オリエントコーポレーション)の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。 	<ul style="list-style-type: none"> ●当JA地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと組合員となる場合がございます。 ●お申込時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満81歳未満の方。 ●JA住宅ローン利用中で直近1年以内に延滞のない方。 ※JA住宅ローンが融資承認となっている方を含みます。 ●安定、継続した収入がある方。 ●当JAが指定する保証機関(株オリエントコーポレーション)の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。 																																										
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ●ご本人または同居家族の所有する住宅のリフォームに関連する費用および諸費用を対象とします。(住宅関連設備の例)耐震改修工事、外壁・屋根の塗装、システムキッチン、給排水設備、太陽光発電設備、駐車場等のアスファルト工事 等 ●他金融機関の住宅ローン、リフォームローンの借換資金(直近3ヶ月以内延滞のないもの) ●空き家解体費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご本人または同居家族の所有する住宅のリフォーム全般に関する資金を対象とします。(住宅関連設備の例)耐震改修工事、外壁・屋根の塗装、システムキッチン、給排水設備、太陽光発電設備、駐車場等のアスファルト工事 等 ●住宅ローン、リフォームローンの借換資金(直近3ヶ月以内延滞のないもの) 																																										
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上2,000万円以内(1万円単位)。 ・ただし、諸費用のみの場合は1,000万円以下、住宅ローンおよびリフォームローンの借換資金については借換対象ローンの残高以内かつ1,000万円以下、空き家解体費用については300万円以下とします。 ・また、WEBからのお申込みは、1,000万円以内とします。1,000万円を超えるお申込みは、JA窓口までお越しください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上2,000万円以内(1万円単位)。 ・ただし、住宅ローンおよびリフォームローンの借換資金については借換対象ローンの残高以内かつ1,000万円以下とします。 ・また、WEBからのお申込みは、1,000万円以内とします。1,000万円を超えるお申込みは、JA窓口までお越しください。 																																										
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ●リフォーム資金は1年以上20年以内。 ・リフォーム資金および諸費用の合算の場合は、リフォーム資金が申込金額の30%以上あることが条件となります。 ●諸費用および借換資金は1年以上15年以内 ・ただし、借換対象ローンの残存期間+3年を上限(最長15年)とします。 ●空き家解体資金は1年以上10年以内とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●1年以上20年以内。 																																										
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ●約定返済日の元金返済にあわせ、金利を上乗せしてお支払いいただけます。保証料は保証機関の審査によって年0.80%、年1.30%、年1.60%のいずれかに決定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●約定返済日の元金返済にあわせ、金利を上乗せしてお支払いいただけます。保証料は保証機関の審査によって年0.75%、年0.95%、年1.20%のいずれかに決定します。 																																										
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●【固定金利型】当初のお借入利率を返済時まで適用いたします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 																																											
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。 																																											
担保	<ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 																																											
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ●当JAが指定する保証機関(株オリエントコーポレーション)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。ただし、当JAまたは株オリエントコーポレーションが必要と認めた場合は連帯保証人を徴する場合があります。 ●リフォーム物件の所有者・共有者の方は原則として連帯保証人になっていただけます。 ●収入合算される場合、合算者の方は連帯保証人になっていただけます。 																																											
団体信用生命共済	<ul style="list-style-type: none"> ●完済時年齢が70歳以上となる場合は、原則として当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。また、完済時年齢が70歳未満の方についても、65歳以下であればご希望によりご加入いただけます。なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率が高くなります。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特約保障なし</td> <td></td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特約保障あり</td> <td>三大疾病保障</td> <td>年0.10%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院保障</td> <td>年0.25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※三大疾病保障と長期継続入院保障は、加入を希望される場合いずれか選択となります。</p>	種 類		加算利率	特約保障なし		なし	特約保障あり	三大疾病保障	年0.10%	長期継続入院保障	年0.25%																															
種 類		加算利率																																										
特約保障なし		なし																																										
特約保障あり	三大疾病保障	年0.10%																																										
	長期継続入院保障	年0.25%																																										
9大疾病保障保険	<ul style="list-style-type: none"> ●ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。 加算利率：年0.30% 																																											
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●不要です。 																																											
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理措置／本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)またはJA(本商品を申し込まれた該当JA)の下記連絡先にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。またJAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置／外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。下記担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) <table border="1"> <thead> <tr> <th>JA名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> <th>JA名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JAうま</td> <td>金融部 金融業務課</td> <td>0896-24-3737</td> <td>JAえひめ中央</td> <td>金融部 金融企画課</td> <td>089-943-8731</td> </tr> <tr> <td>JAえひめ未来</td> <td>金融共済部 融資課</td> <td>0897-37-1003</td> <td>JA愛媛たいき</td> <td>金融部 業務課</td> <td>0893-59-4182</td> </tr> <tr> <td>JA周桑</td> <td>金融共済部 融資課</td> <td>0898-68-7800</td> <td>JAにしうわ</td> <td>金融部 業務課</td> <td>0894-24-1118</td> </tr> <tr> <td>JAおちいまばり</td> <td>金融業務部 信用業務課</td> <td>0898-34-1817</td> <td>JAひがしうわ</td> <td>金融部</td> <td>0894-62-1212</td> </tr> <tr> <td>JA今治立花</td> <td>金融共済部 営業課</td> <td>0898-23-0246</td> <td>JAえひめ南</td> <td>信用部 企画課</td> <td>0895-22-8108</td> </tr> <tr> <td>JA松山市</td> <td>金融部</td> <td>089-946-1611</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		JA名	担当部署	電話番号	JA名	担当部署	電話番号	JAうま	金融部 金融業務課	0896-24-3737	JAえひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731	JAえひめ未来	金融共済部 融資課	0897-37-1003	JA愛媛たいき	金融部 業務課	0893-59-4182	JA周桑	金融共済部 融資課	0898-68-7800	JAにしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118	JAおちいまばり	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817	JAひがしうわ	金融部	0894-62-1212	JA今治立花	金融共済部 営業課	0898-23-0246	JAえひめ南	信用部 企画課	0895-22-8108	JA松山市	金融部	089-946-1611			
JA名	担当部署	電話番号	JA名	担当部署	電話番号																																							
JAうま	金融部 金融業務課	0896-24-3737	JAえひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731																																							
JAえひめ未来	金融共済部 融資課	0897-37-1003	JA愛媛たいき	金融部 業務課	0893-59-4182																																							
JA周桑	金融共済部 融資課	0898-68-7800	JAにしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118																																							
JAおちいまばり	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817	JAひがしうわ	金融部	0894-62-1212																																							
JA今治立花	金融共済部 営業課	0898-23-0246	JAえひめ南	信用部 企画課	0895-22-8108																																							
JA松山市	金融部	089-946-1611																																										
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 																																											

令和5年7月3日現在

ローンから保障までJAが



まとめてサポート!

リフォームのための資金を借りる

JAリフォームローン

自宅のリフォーム全般に関する資金、
災害対策費用などにご利用ください。

POINT
1

■借入金額・ローン返済期間
**最高2,000万円、
最長20年まで利用OK!**

POINT
2

■借入年齢
65歳以上の方も利用OK!
※最終償還時年齢満81歳未満

POINT
3

■住宅の増改築等他に
**太陽光発電設置・空き家解体
にも利用OK!**

さらに

**災害対策の耐震改修工事
にも利用OK!**
耐震改修で家と命を守りましょう!

耐震改修工事でのご利用例

壁の補強

壁に筋かいを入れたり構造用合板を張ると、地震に抵抗する力が増します。また、壁をバランスよく補強するとより効果的です。

基礎の補強

玉石基礎を鉄筋コンクリート基礎に直したり、ひび割れた鉄筋コンクリート基礎を補修すると強さが上がります。

劣化度の改善

耐震補強工事にあわせて外壁や浴室などを改修すると劣化度の値が上がります。

屋根の軽量化

瓦などの重い屋根の場合は、軽い屋根に葺き替えて軽量化をすることで、耐震性能の評価が向上します。

愛媛県では
「えひめの木造住宅の耐震化」
支援制度があります。

○適用要件／昭和56年5月以前建築の木造住宅

支援内容

耐震改修工事等に上限100万円の補助金
耐震改修工事と併せて実施する瓦屋根の改修工事に
上限55万2千円を加算して補助

詳しい内容は、愛媛県のえひめの木造住宅の耐震化のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/taishin.html>

建物更生共済

My家財プラス

火災・風水害はもちろん、地震にも備えられる
家財などの保障です。

近年頻発する大規模災害では、「家財・家具」にも
甚大な被害が発生しています!

平成30年7月の西日本豪雨災害により、愛媛県内では、過去最大級の被害がありました。JA共済では**100億円**を超える共済金が支払われ、皆様の生活再建のお役に立つことができました。なお、**1件あたりのお支払金額は、家財の方が高額となりました。**

■平成30年7月 台風7号梅雨前線による愛媛県の共済金支払実績(建物更生共済)

	建物	家財	その他※
件数	2,416件	696件	52件
共済金	720,048万円	271,309万円	47,415万円
1件当たり	298万円	389万円	911万円

※動産損害担保特約、営業用什器備品、傷害共済金による支払【令和5年2月末時点、JA共済連愛媛調べ】

MY家財プラスのポイント

POINT
1

手頃な共済掛金で充実保障。
火災だけでなく、地震、台風や大雨などの自然災害の場合も保障されます。

POINT
2

小損害でもしっかり支払い。
実損てん補方式(実際の損害額を支払い)なので加入割合に関わらず、火災共済金額を上限に実際の損害をお支払いできます。
※所定の条件があります。また、地震等による損害を除きます。

POINT
3

盗難被害もしっかり保障。
泥棒に入られて通貨、預貯金証書が盗難にあった場合、通貨等盗難共済金として通貨であれば30万円、預貯金証書であれば300万円まで保障されます。 ※所定の条件があります。

POINT
4

掛捨てではないので、満期共済金が受け取れます。
保障期間が満了した場合には、満期共済金が受け取れますので、家財の買い替え費用等を準備することができます。

POINT
5

地震保険料控除の対象です。
住宅や家財を対象とする場合、控除の適用が受けられますので、所得税と住民税の軽減を図ることができます。

※令和5年1月末の法令等に基づくものです。